

南砺市民病院通所リハビリテーション並びに

介護予防通所リハビリテーションの利用に関する説明書

(重要事項説明書)

1. 施設概要

事業所名	南砺市民病院 デイケアセンター
事業者番号	1 6 1 2 0 1 0 3 9 5
所在地	富山県南砺市井波 9 3 8 番地
電話番号	0 7 6 3 - 8 2 - 1 4 7 5
代表者	南砺市長 田中 幹夫
管理者	院長 品川 俊治
開設日	平成 1 6 年 1 月 1 日
利用定員数	3 5 名 (<介護予防>通所リハビリテーション対象者含む)

2. 南砺市民病院 通所リハビリテーション（以下、デイケアセンターという。）のご利用にあたって

デイケアセンターは、利用者様が可能な限り在宅にて能力に応じた自立生活を営むことができるよう支援することを目的とした通所によるリハビリテーションサービスを提供する施設です。

サービスの提供にあたっては、利用者様それぞれの能力や生活背景、利用者様やそのご家族が置かれている環境、ご希望等を踏まえたプログラムを作成し、そのプログラムに基づき実施いたします。他、リハビリテーションに関する専門職の立場から在宅介護・療養に関する助言・指導・相談等を行います。

当デイケアセンターにおけるリハビリテーションサービスは、利用者ご本人のかかりつけ医師からの診療情報提供を受けて、デイケアセンターの医師からの指示より実施されます。なお、居宅介護サービス計画（以下、ケアプランという。）は、利用者ご本人と契約する居宅介護支援専門員（以下、ケアマネジャーという。）により作成されます。ケアプランについては、ケアマネジャーにご相談ください。

3. 通所リハビリテーション並びに介護予防通所リハビリテーションの内容について

(1) リハビリテーション（生活・維持期）

治療として実施されるリハビリテーションと異なり、生活機能の維持・向上を図ることを目的とした生活期・維持期リハビリテーションであり、治療を目的としたリハビリテーションとは内容が異なります。

(2) 入浴介助、特別入浴介助

現状としてご自宅で入浴できないと当デイケアセンターが判断した場合には入浴サービスを提供します。当デイケアセンターでの入浴は、生活機能向上を目的とした入浴となります。利用者様がご自宅で入浴が可能な環境を有している場合、若しくは、入浴が可能な心身機能を有していると当デイケアセンターが判断する場合には、入浴サービスは提供いたしません。

- (3) 栄養改善のためのマネジメント
- (4) 口腔機能向上のためのマネジメント
- (5) 食事の提供

4. 営業日時のご案内について

営業日：月曜～金曜

休日：土曜・日曜・祝祭日 12月29日～1月3日

営業時間：午前8時30分～午後5時15分

5. 利用者について

砺波地方介護保険組合を構成する市町村に住所があり、介護保険法等関連法による要支援・要介護の認定を受けた方が利用可能です。

6. 送迎実施地域について

当事業所の送迎実施地域は、南砺市（井波地域、井口地域、福野地域）、砺波市（庄川地域）とする。自家送迎に関しては、砺波地方介護保険組合を構成する市町村であれば可能です。

7. ご利用料金について

ご利用料金については、別紙を参照して下さい。

当センターの基本利用時間は基本的に6時間以上8時間未満となっています。

8. ご利用料金のお支払いについて

1月単位による給付管理を実施している関係上、1月単位による口座振替をお願いしています。ご希望により南砺市民病院の会計窓口でのお支払いも可能です。

9. 事故発生時の対応

利用者様へのサービス提供に際し、事故が発生した場合は、速やかに利用者様のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

利用者様へのサービス提供に際し、万が一事業者の責めに帰すべき事由によって、利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者様に対しその損害を賠償致します。

10. 緊急時の対応

利用者様へのサービス提供に際し、利用者様の状態に急変が生じた場合には、応急手当を行うと共に速やかに主治医やご家族等に連絡を行い、必要に応じて医療機関への受診を手配致します。

11. 情報提供について

通所リハビリテーションサービスを提供するにあたって、その業務上知り得た利用者様やご家族の秘密は必ずお守り致します。

介護サービス提供者の間では利用者の日常生活における自立を支援できるよう連携を図っています。利用者様ご本人はもちろんのことご家族の立場に立ったサービス提供を目指すため、サービス提供者間の会議等で必要な情報交換、情報提供をおこなっています。利用者様ご本人その場合は前もって利用者様、ご家族の同意を得た上で必要な情報のみ提供させていただきますのでご了承下さい。

12. ご利用にあたってのお願い

(1) 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等を確認させていただきます。利用開始時並びに、要介護認定区分等に変更等があった場合には、必ず提出下さい。

(2) 利用する予定の日を休まれる場合には、必ず利用予定日前日の正午までご連絡下さい。当日にご連絡される場合には、介護保険法に規定する料金を徴収いたします。

(連絡先・・・0763-82-1475 デイケアセンターを呼び出してください。)

(3) デイケアセンターをご利用頂いた場合、利用者様の様子等を毎回連絡帳に記載します。連絡帳はご家庭と当施設間の橋渡しとなるノートです。ご家庭での様子や当施設へ連絡したいこと等ありましたらご自由にご記入して下さい。

13. デイケアセンターの職員配置

管 理 者： (1名) 利用者様の能力に応じ、在宅で自立した生活を営めるよう支援できる施設運営に努めます。

医 師： (2名) 利用者様の心身の健康を考え、診察やリハビリテーション指導を行います。

理学療法士 または 作業療法士： (2名)

利用者様それぞれの能力に応じたプログラムを作成し、身体的機能回復・維持または、日常生活全般の諸活動における機能回復・維持を目指したリハビリテーションを行います。

看 護 師： (1名) 利用者様の健康管理や医療処置、介護等を行います。

介護福祉士： (3名) お食事や入浴、排泄等の介助や介護、レクリエーションを行います。

看護助手： (1名) お食事や入浴、排泄等の介助を行います。

14. 苦情・ご相談について

当施設に関わる苦情が生じた場合や、日常生活において悩み事やご相談がある場合は担当窓口までご連絡下さい。

担当窓口 南砺市民病院 デイケアセンター

担当者 吉岡 慎司

相談時間 午前8時30分～午後5時まで(ただしお急ぎの場合はこの限りではありません)

それ以外にも下記の相談窓口があります。

南砺市：地域包括ケア課・地域包括支援センター

電話：0763-23-2034

砺波市：市役所高齢福祉課

電話：0763-33-1111

砺波市：砺波地方介護保険組合

電話：0763-34-8333

国保連：介護サービス苦情窓口

電話：076-431-9833

富山県：福祉サービス運営適正化委員会

電話：076-432-3280

平成26年4月 改正

平成29年4月 改正

平成31年4月 改正

令和元年6月 改正

令和2年4月改正

令和3年4月改正

令和4年4月改正

令和4年5月改正

令和5年4月改正

令和7年4月改正